

山梨県公報

第千九百九十七号

平成二十一年

十一月十六日

月 曜 日

目次

県営土地改良事業の完了……………	六〇九
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	六〇九
富士北麓都市計画の変更案の縦覧……………	六一〇
開発行為に関する工事の完了について……………	六一〇
その他……………	
落札者等の決定について……………	六一〇
一般競争入札について……………	六一一
漁業法による水産動植物の取扱いの制限……………	六一二

告示

山梨県告示第三百四十七号
 県営土地改良事業(上九一色地区中山間地域総合整備事業)の工事は、平成二十一年四月十七日をもって完了した。
 平成二十一年十一月十六日

山梨県知事 横内正明

公告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年三月十六日まで縦覧に供する。
 平成二十一年十一月十六日

山梨県知事 横内正明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 1 氏名又は名称 株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣
- 2 住所 山梨県中央市若宮五十番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 いちやまマート德行店

(二) 所在地 山梨県甲府市德行二丁目四百四十四の一外

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(一) 氏名又は名称 株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣

(二) 住所 山梨県中央市若宮五十番地一

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年七月三日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五百六十九平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百八十九台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 八十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 百二十七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 二十八立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 翌午前〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌午前〇時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 三箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後六時まで

三 届出年月日

平成二十一年十一月二日

● 富士北麓都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

富士北麓都市計画道路

(三・三・三号 新屋西吉田線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号

大月市大月町花咲一六〇八番三号

富士吉田市上吉田一丁目二番五号

富士吉田市下吉田一八四二番

四 縦覧期間

平成二十一年十一月十六日から十二月一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年十一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市西花輪字古宮四四二四の五、四四二四の二、四四二四の二の一部、四四五五の三、四四五五の四、四四五五の五、四四五五の六、四四五五の七、四四五五の八、四四五六の二、四五一九の二、四五二一の二の一部、四五二一の二の一部、四五二一の四の一部、四五二一の五、四五二一の六、四五二一の七、四五二一の八、四五二一の二、四五二二の三、四五二四の二、四五二四の二、四五二五の二、四五二五の二及び四五三二の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市塩部四丁目一番十三号 株式会社クスリのサンロード 代表取締役 樋口俊英

東京都国立市西一丁目十一番六号 株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号 日本マクドナルドホールディングス株式会社 代表取締役 原田永幸

その他の

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年十一月十六日

山梨県工業技術センター所長 秋 山 貴 司

一 落札に係る購入物品等の名称及び数量

電子ビーム加工機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県工業技術センター 山梨県甲府市大津町二千九十四番地

三 落札者を決定した日

平成二十一年十月一日

四 落札者の氏名及び住所

甲信商事株式会社 山梨県中央市流通団地三丁目四番一号

五 落札金額

三千九百二十七万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日
平成二十一年八月十三日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年十一月十六日

山梨県立産業技術短期大学校事務局長 金 森 正 男

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

産業技術短期大学校CAD/CAMシステム 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十二年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで

4 納入場所

山梨県立産業技術短期大学校生産技術科

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示す借入物品等を実に納入できると山梨県立産業技術短期大学校事務局長が判断した者であること。

3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを山梨県立産業技術短期大学校事務局長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇四 〇〇四二 山梨県甲州市塩山上於首一三〇八番地 山梨県立産業技術短期大学校総務・民間研修課 電話〇五五三 三二一 五二〇〇

2 入札説明書の交付方法

この公告の翌日から平成二十一年十二月十八日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に於いて交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の翌日から平成二十一年十二月十八日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に於いて交付する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年十二月二十八日（月）午後二時 山梨県立産業技術短期大学校

5 郵送による入札書の受理及び場所

平成二十一年十二月二十五日（金）午後五時までに山梨県立産業技術短期大学校総務・民間研修課（郵便番号四〇四 〇〇四二 山梨県甲州市塩山上於首一三〇八番地）に必着のこと。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required
CAD/CAM System of Yamanashi Industrial Technology Junior College

2 Date and time for tender
2:00PM December 28, 2009

3 Bureau in charge

Yamanashi Industrial Technology Junior College
1308 Kamiozo Enzan Koshu-shi Yamanashi-ken 404-0042 Japan
TEL 0553-32-5200

山梨県内水面漁場管理委員会指示第十一 一号

漁場法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百二十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同。）の取り扱いを次のとおり制限する。

平成二十一年十一月十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平 山 公 明

一 指示内容

1 放流の制限

本県内においてコイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

2 持ち出しの制限

本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出ししてはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面

三 指示の期間

平成二十一年十一月十七日から平成二十二年十一月十六日まで